営業停止期間中の業務活動の是非について

国交省の見解に基づき、営業停止期間中の業務活動についてやって良いこと、ダメなことを羅列します。ただし地方整備局の見解は微妙に異なることがあり、その場合は安全側（好ましくないと思われることはやらない）に判断する方が妥当です。

してはいけないこと

* 新たな工事の請負契約（仮契約に基づく本契約を含む）
* 処分を受ける前に結んだ請負契約の変更のうち、工事の追加にかかわるもの
* 新たな工事に関する入札や見積もり、交渉など（広報活動を含む）
* 地域限定や業種限定の処分の場合は、その限定内での上記の行為
* 公共工事や民間工事などに限定した処分の場合は、その工事に関わる上記の行為（ただし、公共工事限定の場合、建設費に国や自治体から補助金が交付されている工事は民間工事でも対象となるケースが多い）

してもかまわないこと

* 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
* 処分を受ける前に結んだ請負契約に基づく工事の実施
* 施工の瑕疵に基づく修繕工事などの実施
* アフターサービス保証に基づく修繕工事の実施
* 災害時での緊急を要する工事の実施
* 請負代金などの請求や受領、支払いなど
* 企業運営上必要な資金の借り入れなど
* 学会や技術研究会への参加（ただし事案によって個別に判断）
* 見積もりに関する社内での作業や検討
* 地域限定や業種限定の処分の場合、それ以外に関する営業活動（契約、入札、見積もり、交渉、広報などを含む）
* 公共工事や民間工事などに限定した処分の場合、それ以外に関する営業活動（同上）
* 工事見学会の開催（見学会を受注者が主催する場合はＮＧ）
* 処分を受ける前に指示書が出ていた軽微な工事変更（ただし事案によって個別に判断）
* 業界団体主催の会合への出席（会合の目的が一般的な社交行事の範囲の場合）
* 式祭への参加（式典への参加目的が一般的な社交行事の範囲の場合）